

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ

SAPPORO

2006.8.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第41号

介護支援専門員のあるべき姿 —多職種協働のケアマネジメント—

日本介護支援専門員協会 会長 木村 隆次

新介護保険制度がこの4月から全面的に施行されました。ケアマネジメントについても大幅な見直しが行なわれました。

まず、注目してもらいたい点ですが、平成17年6月22日、介護保険法等の一部改正法が国会にて可決され、下記のように「介護支援専門員」が法律の定義規定に明確に位置付けられたことです。このことで名実ともに介護保険法の中で要になりました。

*介護保険法 第1章総則7条5項

この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証を付を受けたものをいう。

また、衆議院、参議院の附帯決議では、ケアマネジメントの質の向上に関することが記載されました。

*衆議院厚生労働委員会 介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(一部抜粋)

4、ケアマネジャーについては、中立性・独立性を重視する観点から、資質の向上を図るとともに、介護報酬についても見直しを行うこと。

*参議院厚生労働委員会 介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(一部抜粋)

15、ケアマネジメントについては、包括的なケアマネジメントの実施、多職種協働の強化、サービス担当者会議の積極的な開催や自立した生活の実現を目指したケアプランの作成など、介護保険制度の特色であるケアマネジメントの真価が発揮できるように十分な指導や支援に努めること。

さらに以下の施設・事業所に介護支援専門員資格者が配置されました。

1. 居宅介護支援事業所
2. 介護保険施設

3. 地域包括支援センター

4. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

5. 小規模多機能型居宅介護事業所

6. 特定施設入居者生活介護

特に参議院厚生労働委員会附帯決議は一読ください。こうした背景からも分かるように、今後は、地域における介護予防の推進や包括的ケアマネジメントの確保、保健・医療・福祉の多職種協働の推進など、介護支援専門員の果たす役割はますます重要になっていきます。私たち介護支援専門員はこれらを担っていくために、利用者のニーズを表面的ではなく、本質からきちんと捉え、多職種協働でケアマネジメントを実践していかなければなりません。

例えば、1次アセスメントにおいて利用者の立ち上がりが出来ていないと感じたら理学療法士に、栄養ケアに問題がある場合なら管理栄養士、また、薬を飲み始めてふらつく、味がおかしいなど体調に変化が見えてきたら薬剤師にと、それぞれの分野の専門職に個別サービスのケアマネジメントをお願いします。それぞれの専門職は、スクリーニング→アセスメント→ケア計画書(原案)の作成→カンファレンス→ケア計画書の完成→ケアの実施→モニタリングの一連の流れを実施してもらい本人参加のサービス担当者会議に報告してもらおう。

つまりケアマネジメントとは介護支援専門員が一人で行うものではなく、利用者本人・家族・介護支援専門員と様々な専門職種からなる多職種協働で利用者の自立支援に向けたサービス提供を行うことです。介護支援専門員のあるべき姿とは、そうしたことを実践できる人ではないでしょうか。

これからも当協会では、“介護支援専門員の質の向上”を目指し、研修会の開催をはじめ、会員専用サイト(個人ID・パスワードを入力)を利用して、自宅・職場に居ながら研修等が受講できるよう、e-ラーニング(パソコンやコンピュータネットワークなどを利用した座学での学習スタイルのこと)のシステム開発やさまざまな調査・研究が行えるようなシステム開発などの事業を展開していきます。

最後になりますが、総則に定義づけられた介護支援専門員(要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するもの)であるように常に新しい情報を入手し研修会等で研鑽し、共に介護支援専門員の質を上げていきましょう。

札幌市からの情報提供

「平成18年度札幌市地域包括支援センター業務連絡会」について

○開催の経緯

平成18年度の介護保険法の改正により、新たに創設された地域包括支援センターの運営も3ヶ月を経過しました。札幌市では各区で地域包括支援センター・介護予防センター連絡会議を定期的開催していることから、定期的な会議開催は考えていないとしてきたところでしたが、清田区を中心に自主的な連絡会議の動きがあったこと、地域包括支援センター運営協議会で、協議会委員より全市の連絡会議の開催が必要とのご意見があったことを受け、検討した結果、開催することにいたしました。

○業務連絡会の目的

(1) 介護予防マネジメントの円滑な実施

- ・ 介護予防プランの簡素化について検討する
- ・ 居宅介護支援事業所、サービス提供事業所との連携方法について情報交換する
- ・ 地域包括支援センター職員研修の持ち方を検討する
- ・ その他

(2) 特定高齢者の把握、選定方法の検証

(3) 地域包括支援センターの業務量の把握

(4) 地域包括支援センターを中心とした地域のネットワークづくり

(5) 札幌市関係部局からの情報提供

- * 業務連絡会の目的は、解決の方向が見えたものから優先度を変えるとともに、総合的相談支援に関する事柄や高齢者の虐待防止と権利擁護についての視点も加えていきます。

全センターから、課題になっている事項を報告していただきました。一部紹介させていただきます。
①介護予防給付にかかるケアプランの作成、ケアマネジメント業務が大半を占めているという現状ですが、地域のネットワークを構築するために区、介護予防センター、三者で民生委員児童委員協議会、福祉のまち推進センター、区まちづくりセンターなどに挨拶回りをしています。(家庭裁判所、警察署、消費者センターなどにも出向いているセンターもありました。)②8件縛りで(別に猶予期間の通知を掲載します)、予防のプランを受けない事業所が増えてきておりセンターが担当せざるを得ない状況です。③認定申請後に要介護度が確定するまでの、いわゆる暫定ケアプランの扱いに苦慮しています。居宅介護支援事業所との連携を密にして関わっているが難しいです。④医療機関や地域の組織にセンターが周知されていないことを実感しています。独自にチラシなどの作成を企画しています。など、課題や工夫している取り組みが多々報告されていました。これらの課題を今後の業務連絡会で、解決できるよう取り組んでいこうと考えております。

2回目の連絡会では、各センターへの連絡や質問に対する回答が、一度に配信され情報が共有化されることを目的にメーリングリストの活用を提案いたしました。また、「介護予防プランの簡略化プロジェクト(仮称)」も発足し、具体的な取り組みになってきております。3回目は8月21日に開催する予定です。

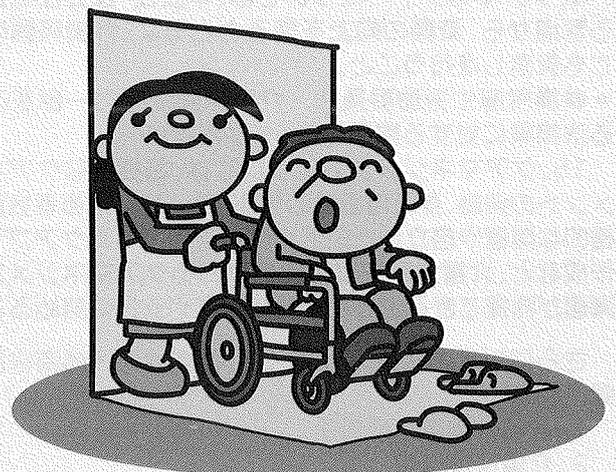
○連絡会の運営などについて

実施主体は介護保険課(介護予防担当)です。

各区の地域包括支援センター職員が1~2名、区の保健福祉部保健支援係長2~3名、その他関係職員が随時出席し、毎月1回開催する定例会議とすることが、6月26日(月)に開催された、1回目の業務連絡会で承認されました。

○業務連絡会報告(6月26日、7月20日開催)

1回目の連絡会では、本庁担当課からの連絡事項が多く、意見交換の時間が十分に取れませんでした。



指定居宅介護支援事業者に対する介護予防支援業務の委託件数の上限等に係る経過措置が、平成19年3月31日まで6か月間延長されました。

各都道府県介護保険主管課(室)御中

事務連絡
平成18年7月19日

厚生労働省老健局 振興課
老人保健課

介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託に係る経過措置期間の延長等について

本年4月に施行された介護保険制度改正においては、ケアマネシメントの質の向上の観点から、予防給付と介護給付に係るケアマネシメント機関についてその役割を分担することとするとともに、指定居宅介護支援事業所への介護予防支援業務の委託件数の上限を設けたところです。その一方、新たな制度の円滑な施行を図る観点から、平成18年9月30日までの間、平成18年3月31日までに指定を受けた指定居宅介護支援事業者(以下「既存事業者」という。)に対する介護予防支援業務の委託件数の上限等に係る経過措置が講じられているところです。

しかしながら、今般、地域包括支援センターの担当職員が新制度に習熟していないことに加え、年度途中における職員の採用や予算措置等が困難な面があることや、各自治体における地域包括支援センターの体制整備の実情等を踏まえ、本年6月28日の社会保障審議会介護給付費分科会において、当該経過措置期間を平成19年3月31日まで6ヶ月間延長するとともに、離島等のへき地(特別地域加算の対象となる地域をいう。以下同じ。)に対する特例措置を講ずるべきとの方針が決定されたところです。

これらを踏まえ、具体的に下記の措置を講ずることとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。なお、基本的には、新制度への円滑な移行に向けて速やかに体制整備を行っていただくことが肝要であり、今般の経過措置の延長については、そのための必要最小限の特例的な措置として認められたものであるため、こうした趣旨を踏まえ、今般の方針に基づき、平成19年3月末の経過措置期間終了時点を見据えた計画的かつ円滑な地域包括支援センターの実施体制の整備に努められますようお願いいたします。

記

- 1 既存事業者に対する経過措置期間の延長
 - (1) 指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援業務を指定居宅介護支援事業者に委託する際の件数は、介護支援専門員1人当たり8件を上限とする規定について、既存事業者については平成18年9月30日までの間適用しないとする経過措置につき、当該経過措置の期間を平成19年3月31日までの6ヶ月間延長することとすること。
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第33号)附則第8条及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準」という。)附則第2項の一部改正)
 - (2) 指定居宅介護支援事業所の介護報酬の取扱件数の算定に当たっては、既存事業者については平成18年4月1日から平成18年9月30日までの間、介護予防支援業務に係る受託を受けた場合の件数及び経過的要介護者に係る指定居宅介護支援の件数を含まないこととされているが、当該経過措置の期間を平成19年3月31日までの6ヶ月間延長することとすること。
(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)第三7(1)及び(2)の一部改正)
- 2 離島等のへき地に対する特例措置について
 - (1) 介護予防支援事業者が介護予防支援業務を居宅介護支援事業者に委託する際の件数は、介護支援専門員1人当たり8件を上限とする規定について、離島等のへき地に住所を有する利用者に係る介護予防支援の委託の場合については、適用しないこととすること。
(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第25号及び介護予防支援基準第12条第5号の一部改正)
 - (2) 指定居宅介護支援事業所の介護報酬の取扱件数の算定に当たっては、離島等のへき地に住所を有する利用者に係る指定介護予防支援業務の受託を受けた場合の件数を含まないこととすること。
(指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)別表注1(1)の一部改正)
- 3 要介護者の見込み数及び必要な人員確保の計画の内容及び策定方法について
介護予防支援事業所における人員の確保を確実にする観点から、要支援者に係る認定更新が概ね一巡する平成19年3月末までの要支援者の見込み数及びその介護予防支援業務に必要な人員確保計画を各市町村において策定し、都道府県を通じて本年9月末までに取りまとめることとしていること。なお、具体的な計画の内容及び策定方法については、追って、早急に通知する予定であること。

(参考) 今後のスケジュール(予定)

- ・ 7月下旬 改正省令・通知等パブリックコメント募集
- ・ 同上 要支援者の見込み数及び必要な人員確保の計画の内容及び策定方法について通知
- ・ 8月下旬 改正省令・通知等公布

札幌市地域包括支援センター運営協議会報告

札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 奥田 龍人

1 新たな運営協議会が発足

昨年11月10日に発足した札幌市地域包括支援センター運営協議会は、12月1日、8日と続けて開催し、地域包括支援センターの選定を終えたところです。そして、3月16日に第4回目の運営協議会を開催し、解散。今年度から新たなメンバーで運営協議会がスタートしました。札幌市から当会に対し、運営協議会の委員として引き続き参加していただきたいとの意向がありましたので、私が

そのまま参加しております。もちろん会の代表として参加しているので、協議された内容を、また定期的に会員の皆様へご報告していきたいと思っております。

今年度の第1回目の運営協議会は、5月31日に開催されました。7名から9名に委員が増え、私と松家先生以外は皆変わりました。新たな委員は次のとおりです。

■札幌市地域包括支援センター運営協議会委員(敬称略・五十音順)

氏名	所属団体・役職	氏名	所属団体・役職
生田 實	市民委員(1号被保険者代表)	古名 丈人	札幌医科大学保健医療学部 講師
大綱 利之	札幌歯科医師会 理事	前沢 政次	北海道大学大学院医学研究科 教授
奥田 龍人	札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長	松家 治道	札幌市医師会 常任理事
高橋 慶子	北海道看護協会 常任理事	和田 照子	市民委員(2号被保険者代表)
仲野 勝廣	札幌市民生委員児童委員協議会 理事		

なお、委員の互選により会長を前沢委員に、会長の指名により副会長を松家委員に選出しました。

2 第1回運営協議会の報告

第1回目の運営協議会では、運営協議会の位置づけと委員の役割などの検討の他には、次のような話題が出ていました。なお、運営協議会は毎月開催を予定としていることが提案されました。

地域包括支援センター、 介護予防センターの状況について

4月現在、全体の職員数109名で運営しているが、介護予防ケアプランの作成とか契約とかに追われている状況で、地域包括支援センターの目指すところである地域包括ケアについての取り組みは、まだまだこれからという状況である。運営協議会の意見を踏まえ、主任ケアマネジャー以外の職員についても介護支援専門員であることを求めているが、介護支援専門員の資格のない看護師、社会福祉士を配置せざるを得ないところもある。介護予防ケアプランの居宅介護支援事業所への再委託率は、4月は54%であった。再委託先は、中央区で見ると39居宅介護支援事業所あるが、第1包括で15ヶ所、第2包括で19ヶ所、北区では43居宅介護支援事業所あるが、第1包括で12ヶ所、第2包括で20ヶ所となっている。なお、居宅介護支援事業所の95%に新予防給付のケアプラン研修を修了した介護支援専門員がいるので、委託できないというわけではなく、やはり8件の縛りなどが出てきたため、居宅介護支援事業所が再委託を受託しないケースが多いようである。

4月より、各区で地域包括支援センターと介護予防センターを構成員とした会議を実施しており、各区ごとの

地域支援事業などの進捗状況を検討する場としている。介護予防事業の特定高齢者に結びつく例はまだまだ少ない。チェックリストの活用を含め、より実効性のある事業となるよう、推移を見ていきたい。

意見交換

委員より出ていた主な意見は、①地域包括支援センターからの介護予防ケアプランの再委託率が予想以上に低いのではないかと。このままの地域包括支援センターのノウハウでは、介護予防ケアプランすらできなくなるのではないかと。職員の増員は視野に入れているのか。②各区ごとに高齢者数、要介護認定者数や特定高齢者数とケアプラン数など基礎的なデータを織り込んで統計資料を作成していただきたい。③各区ごとの会議のみならず、全市での地域包括支援センター全体の連絡会も必要なのではないかと。等

市側の回答

①委託率の低さは、正直厳しいところである。市として制度改正を見据えて地域包括支援センターの予算措置をしたあとの2月になって、突然国から介護支援専門員の一人8件縛りが出てきたので、政令指定都市市長会議として、この縛りの見直しをするよう厚労省へ具申しているところである。②統計については、介護予防の実効性がわかるような資料作りに心がけたい。③意見を受け止め、全市開催について検討したい。他

3 第2回運営協議会の報告

第2回目の運営協議会は6月28日に開催され、2ヶ月たった地域包括支援センター、介護予防センターの活動状況が報告されました。また、前回の検討を受け、地域包括支援センター業務連絡会を6月26日に開催し、今後毎月開催するようになったということと、第1回業務連絡会の内容が報告されました。

報告された地域包括支援センターの統計は以下のとおりですが、相談件数については大きなばらつきがあり、これは業務内容の差異ではなく、「相談」という統計上の定義が徹底されていないためだろうと思われ、委員から

も、統計の取り方について業務連絡会議等で徹底するという意見が出されていまして、再委託率がさらに減って41.8%となったことから、地域包括支援センターの今後は介護予防ケアプランの作成業務がさらに増大するものと思われます。

また、委員からは、地域ケアに向けて地域住民を巻き込んだ活動を期待したい、という要望も出て、札幌という大都市での地域住民支えあいをどのように構築するのか、運営協議会としても大きな課題を与えられていることを認識しました。

札幌市地域包括支援センター活動状況

	相談件数	新予防給付プラン作成数				特定高齢者プラン作成数		相談件数	新予防給付プラン作成数				特定高齢者プラン作成数
		①直営	②再委託	③総数(①+②)	再委託率②/③(%)				①直営	②再委託	③総数(①+②)	再委託率②/③(%)	
中央第1	55	78	36	114	31.6	15	豊平区第1	181	91	31	122	25.4	22
中央第2	160	64	43	107	40.2	13	豊平区第2	151	54	54	108	50.0	9
北区第1	149	103	78	181	43.1	22	清田区	239	44	36	80	45.0	21
北区第2	35	54	73	127	57.5	20	南区第1	126	53	42	95	44.2	13
東区第1	81	45	44	89	49.4	15	南区第2	134	59	12	71	16.9	4
東区第2	59	66	67	133	50.4	9	西区第1	184	71	39	110	35.5	14
白石区第1	56	34	16	50	32.0	25	西区第2	43	57	31	88	35.2	6
白石区第2	57	36	26	62	41.9	19	手稲区	31	47	53	100	53.0	13
厚別区	150	59	47	106	44.3	23	全市計	1,891	1,015	728	1,743	41.8	263

札幌市介護保険事業計画推進委員会

当会の代表として、引き続き札幌市介護保険事業計画推進委員会に参加していることから、会員の皆様に6月15日に開催された第13回委員会の報告をいたします。

改正された介護保険法では、地域密着型サービスについては、市町村が指定することとなりました。この指定に当たっては、市町村ごとに設ける地域密着型サービス運営委員会の意見を聞くこととなっております。札幌市の場合は、この地域密着型サービス運営委員会について、介護保険事業計画推進委員会が兼ねることとしました。こちらも計画に深く関わりのあることなので、効率化という面では望ましいかと思えます。そして、この委員会は原則3ヶ月に一度開催することとなりました。つまり、

新たな事業者指定は3ヵ月ごととなります。

今回の事業者指定申請は、①認知症対応型通所介護については、単独型3件(東区2件10名定員・12名定員、豊平区1件12名定員)、共用型1件(手稲区3名定員)で、いずれもグループホーム併設事業所、②小規模多機能型居宅介護については、中央区1件(グループホーム併設)、北区1件(高齢者共同住宅併設)で、いずれも登録定員は25名です。全ての事業所が指定を受ける見込みです。

これにより、札幌市の地域密着型サービスの現状は、4月のみなし指定を含めて次のとおりとなっています。なお、グループホームについては昨年未の駆け込み指定が多く、すでに3年後の整備計画を上回っている状況です。当面は新規指定を受け付けません。

札幌市地域密着型サービスの現状(18年7月現在)

区	認知症対応型通所介護		小規模多機能型居宅介護		認知症対応型共同生活介護			特定施設入居者生活介護	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	ユニット数	定員	施設数	定員
中央	4(4)	44(44)	1	25	17	36	315	0	0
北	5(5)	51(51)	1	25	38	62	539	0	0
東	8(6)	88(68)	0	0	25	48	430	0	0
白石	7(7)	73(73)	0	0	29	56	501	1	15
厚別	6(6)	66(66)	0	0	13	22	207	0	0
豊平	5(5)	50(50)	0	0	28	52	458	0	0
清田	5(5)	62(62)	0	0	17	28	243	0	0
南	3(3)	30(30)	0	0	25	40	340	0	0
西	3(3)	30(30)	0	0	23	38	342	0	0
手稲	4(4)	37(37)	0	0	21	33	289	0	0
計	50(48)	531(511)	2	50	236	415	3,664	1	15

※認知症通所介護の内数()は、介護予防対応の施設数及び定員。つまり、東区の2ヶ所が介護予防を辞退。

※夜間対応型訪問介護は、今回は指定申請がありませんでした。

ケアマネ 日誌 ②5

NPO法人
夢紡ぎ・くらら
代表理事
渡邊 智子

「想いとゆとりと優しさを大切に」

介護保険改正から4ヶ月が過ぎ、そろそろ皆さんも落ち着いてきている頃ではないでしょうか。思い起こせばまだ雪解けが進まぬ頃、4月からの改正に向けて、パニックになりながら毎日をごさしていたように思います。

大変だったのが、生活援助の内容調整と福祉用具貸与の見直しでした。利用時間の短縮や、回数削減、また福祉用具の引き上げなどで振り回されていた日々。

利用者さんは改正に伴う対応に「長生きするなってことかい？」「できないから頼んでいるのに！あんた何様？」と…不安や不満の言葉をケアマネにぶつけ、私たちも説明の中で「制度が変わったので…」と何度も言い訳してしまったこともありました。

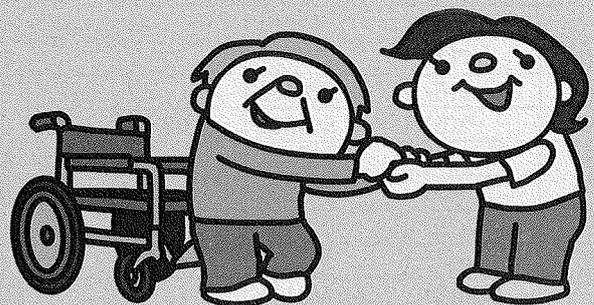
思えば本当に時間に追われる毎日、業務をこなすのが精一杯でした。今、少し落ち着きを取り戻し、振り返ってみると、改正の慌しさにまぎれ単に回数や利用時間の短縮だけを考えて調整してしまったケースもあったのではないのでしょうか？しかし、本当にそれで良かったのか…。例えばヘルパーさんの役割は家事代行だけでは無く、社会との唯一の接点であったり、異常の早期発見や状態の変化をタイムリーに捉える、予防的役割がありますよね。ケアマネは利用者さんのこれからの人生に一番大切なものは何かを利用者さんと共に、たまには、**こっそり、まったり**と考えて行くことが大切ではないかという思いに至る事ができました。

時間に余裕ができると心にもゆとりが生まれます。心にゆとりが生まれると、優しい気持ちになれます。人に優しく声を掛けられます。今までピリピリしていた自分から本来の自分に戻って色々なことを優しい目で見直してみませんか？自分

の行っている仕事をもう一度見直してみる。利用者さんをしっかり見直してみる。今まで見えていなかったこと、見ようとしていなかったこと、自分自身のこと。見たくないものもたくさん出てきそうですけどね…。

自分たちはなぜ基本資格があるのに、ケアマネを選んだのでしょうか？それぞれの想いと夢を持ってこの仕事に携わったはずです。日々の忙しさで忘れかけている想いをもう一度思い出してみませんか。

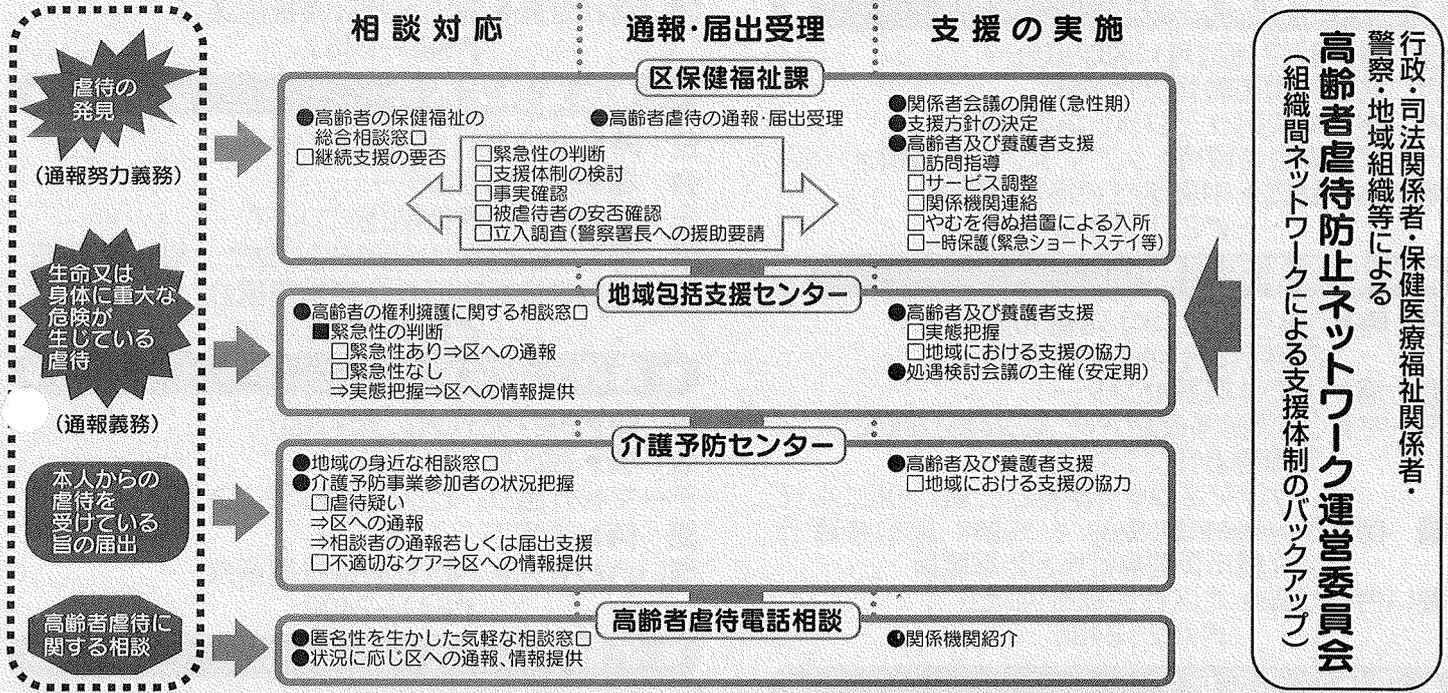
自分たちを取り巻く環境は、まだまだ難題がいっぱいで、決して良い条件が揃っているとは言えません。どんなに心のケアを行い自立に向けることをしても、既存のサービスを組まなければ給付対象にはなりません。ケアマネの報酬とは認められないのです。納得いかないことがたくさんあります。利用者さんにとっても、自分たちにとっても心地よい環境になるように、たくさんの仲間と共に、不条理なことや不可解なことは声を出して改善して行きましょう。「人と人、地域と人とが夢や心を紡ぎ合って、強い絆となり感動を分かち合う。」我が法人のビジョンでもあります。これからが本当にケアマネとして試される時代になることでしょう。力を合わせ、初心忘れず、想いを大切に、楽しくやって行きましょう。たまには自分のケアプランを立ててみませんか？思いっきりポジティブにね！



トピックス コーナー

高齢者虐待防止法の制定に伴って、札幌市では、平成18年7月から、
 養護者による高齢者虐待に関する相談支援体制が下記のとおり整備されました。

札幌市における養護者による高齢者虐待に関する相談支援体制（H18年7月～）



2006年「介護支援専門員受験対策講座」

【目的】
 この講座では、実務研修受講資格試験のための標準テキストを活用し、試験のために必要な知識を総合的に学び、介護保険制度論やケアマネジメント方法論に関する基本的な知識を始め、高齢者介護総論を重点的に学ぶものとし、介護支援専門員資格取得への支援をするために開催いたします。

【主催】 札幌市介護支援専門員連絡協議会
【日時】 平成18年9月16日(土)～17日(日) 9時30分～16時30分
【会場】 札幌市医師会館大ホール(5階) (地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩1分)
【対象】 介護支援専門員の試験を受験する方
【定員】 200名(定員になり次第締め切りです。)
【受講料】 10,000円(1日の場合は5,000円)
 ※初回の受付時にお支払い下さい。テキスト代ではありません。

【内容】
【9月16日(土)】
 9:30～12:00 「居宅介護支援と居宅サービス」
 社会福祉法人慈啓会菊寿園施設長 川島 志緒里 氏
 12:00～13:00 休憩
 13:00～16:30 「介護保険制度」
 医療法人深仁会在宅ケア事業本部業務管理室々長 奥田 龍人 氏

【9月17日(日)】
 9:30～12:30 「高齢者保健医療の基礎知識」
 社団法人北海道総合在宅ケア事業団訪問看護部主幹 土井 正子 氏
 12:30～13:30 休憩
 13:30～16:00 「介護保険施設と高齢者福祉の基礎知識」
 社会福祉法人ほくろ福祉協会総合施設長 松本 剛一 氏

【申込方法】 9月7日(木)までに所定の申込用紙によりFAX等にてお申し込み下さい。

【申込先】 札幌市社会福祉協議会地域ケア係【担当 庄中・岡田】
 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階
 ☎612-6110 FAX 613-5486

【その他】
 介護支援専門員基本テキスト((財)長寿社会開発センター発行)をご持参下さい。
 テキストは当日も販売(@7,350円)いたしますので、購入を希望される方は申込用紙に記入して下さい。会場までは公共交通機関をご利用下さい。

福祉用具講演会・展示会

【主催】 札幌市社会福祉協議会
【日時】 平成18年9月20日(水)
 講演会:13時30分～15時 / 展示会:13時～16時

【場所】
 札幌市社会福祉総合センター大研修室(4階)及び
 アトリウム(1階)
 (札幌市中央区大通西19丁目 地下鉄東西線西18丁目駅
 下車徒歩3分)
 ※公共交通機関をご利用ください。

【内容】
 講演会「福祉用具の活用のかた一自立した生活のために」
 講師 横浜市総合リハビリテーションセンター
 企画研究課 課長補佐 渡邊 慎一氏
 (元厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修指導官)
【講師プロフィール】
 昭和62年4月から、横浜市総合リハビリテーションセンターにて、在宅・訪問リハビリテーションに従事する。横浜市反町福祉機器支援センター長を経て、平成14年4月から、厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修指導官として、主に介護保険制度における福祉用具及び住宅改修に関わる。平成17年4月から現職。
 主な著書に「介護保険制度論」「地域リハビリテーションマニュアル」がある。

【展示会】
 福祉用具関連企業連絡会による、冬に向けての商品や新製品を中心とした福祉用具を展示します。

【定員】 200名(定員になり次第締め切り)
【申込方法】 所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、9月6日(水)までにFAX等で申し込み下さい。

【申込先】
 札幌市社会福祉協議会自立支援課【担当:大井戸】
 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター
 ☎632-7355 FAX 613-5486

掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

中央区支部定例会

日時▶8月21日(月)18時30分～
会場▶札幌市教育文化会館
内容▶中央区ケアプラン指導研修会
テーマ▶高齢者虐待とケアマネジャーの関わり(仮)
問い合わせ先▶中央区社会福祉協議会
☎231-2400

北区支部定例会

日時▶①8月9日(水)18時30分～
②9月13日(水)18時30分～
会場▶①②北区民センター
テーマ▶①小規模多機能サービスの役割と実際について
②障害者自立支援法とケアマネジャー業務との関わりについて
講師▶①小規模多機能型居宅介護支援センター支心管理者 川本 俊憲 氏
②札幌市保健福祉局担当課職員
問い合わせ先▶北区社会福祉協議会
☎757-2482

東区支部定例会

※8月、9月の予定はありません。
問い合わせ先▶東区社会福祉協議会
☎741-6440

白石区支部定例会

日時▶9月20日(水)18時00分～
会場▶白石区民センター
内容▶未定
テーマ▶未定
問い合わせ先▶白石区社会福祉協議会
☎861-3700

厚別区支部定例会

日時▶9月12日(火)18時30分～
会場▶厚別区民センター
テーマ▶地域資源と有効に連携するために社会福祉協議会の活動を理解しよう
講師▶厚別区社会福祉協議会職員
問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会
☎895-2483

豊平区支部定例会

日時▶9月13日(水)18時30分～
会場▶豊平区民センター
テーマ▶介護保険制度改正について
講師▶札幌市保健福祉局介護保険課介護予防担当係長 鈴木 真弓 氏
問い合わせ先▶豊平区社会福祉協議会
☎815-2940

清田区支部定例会

日時▶9月16日(土)14時00分～(予定)
会場▶清田区総合庁舎
内容▶区民向けイベント
テーマ▶未定
講師▶未定
問い合わせ先▶清田区社会福祉協議会
☎889-2491

南区支部定例会

日時▶9月12日(火)18時30分～
会場▶南区民センター
テーマ▶高齢者虐待防止について
講師▶北星学園大学社会福祉学部教授 大内 高雄 氏
問い合わせ先▶南区社会福祉協議会
☎582-2415

西区支部定例会

日時▶9月19日(火)18時30分～
会場▶西区民センター
テーマ▶介護サービス情報開示について
講師▶未定
問い合わせ先▶西区社会福祉協議会
☎641-2400

手稲区支部定例会

日時▶9月12日(火)18時30分～
会場▶手稲区民センター
テーマ▶制度改正～Q&Aの“?”を確認しましょう～
講師▶未定
問い合わせ先▶手稲区社会福祉協議会
☎681-2400

「ケアマネメール相談室」ご利用下さい!!

介護支援専門員として働いていて、適正な給付管理や介護報酬の解釈などで、ふと疑問に思うこと、介護支援専門員の仕事はしていないけどケアマネジメントのことで聞いてみたいことなどEメールで気軽に相談できるよう、本会会員のための相談室を昨年9月から開設していますので、ご利用下さい。相談を希望する方は、氏名、所属、会員番号を明記の上、相談内容を簡潔にまとめ、Eメールして下さい。Eメールアドレスは、
「caremanager@sapporo-shakyo.or.jp」です。お気軽にご相談下さい。

伝言板

「今、話題のコミック「ヘルプマン」第5号の取材協力者に北区連協の面々が載っていますよ。居宅介護支援事業所編で面白いですよ。皆さんも是非読んでみてください。」